



高濃度PCB廃棄物の処理手続きについて

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

基本計画達成のためのフロー図

平成28年7月「PCB廃棄物処理基本計画」より

基本計画達成には、計画的処理完了期限内に、下記の図の各項目を全て達成することが必要。

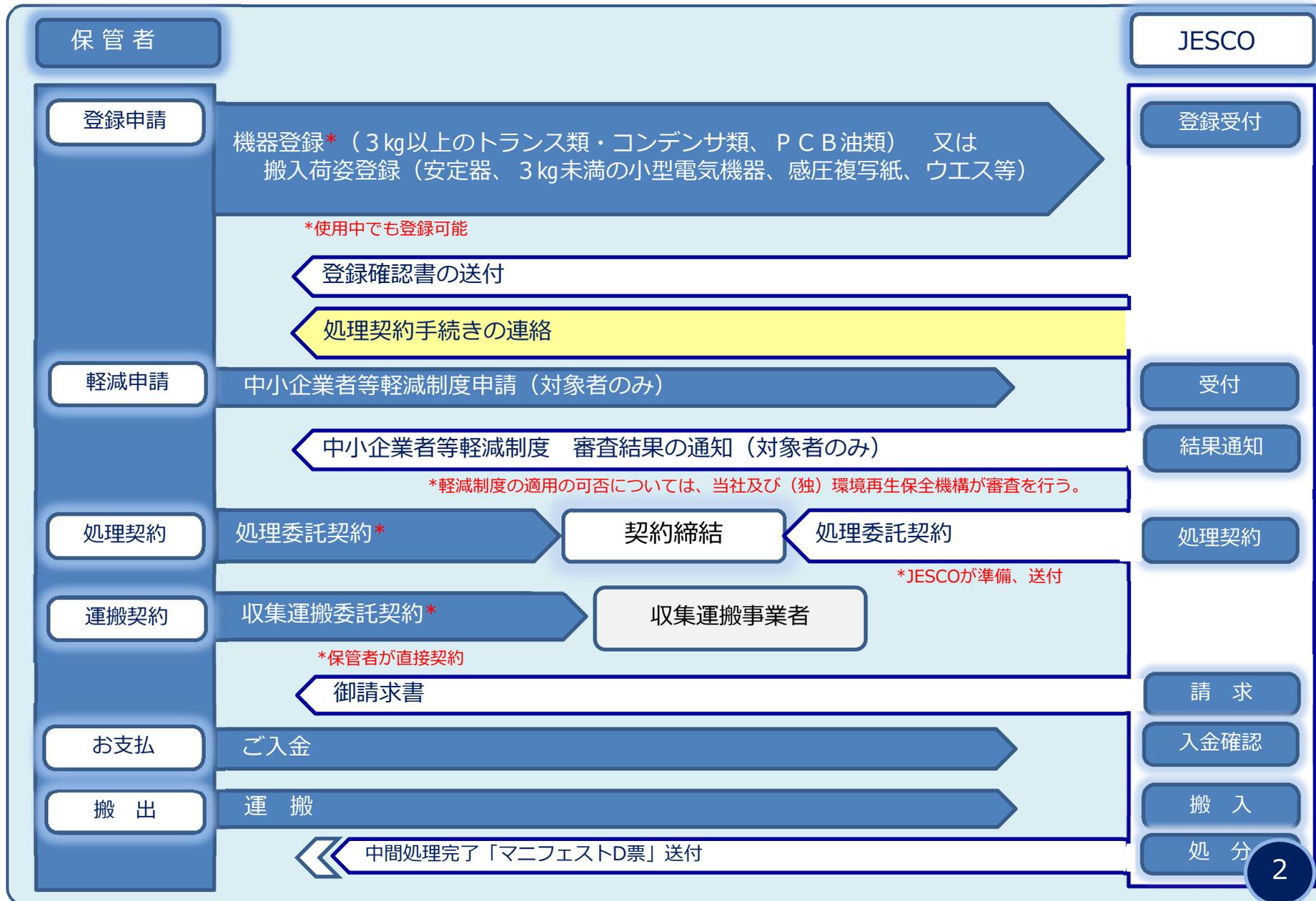
ア 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了すること

イ 高濃度PCB使用製品がすべて廃棄されること

ウ 高濃度PCB廃棄物全てについて、PCB特措法に基づく届出がなされること

エ 届出がなされたすべての高濃度PCB廃棄物について、処分期間内又は特例処分期限日までにJESCOへの処分委託が行われること、その後速やかに同廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること

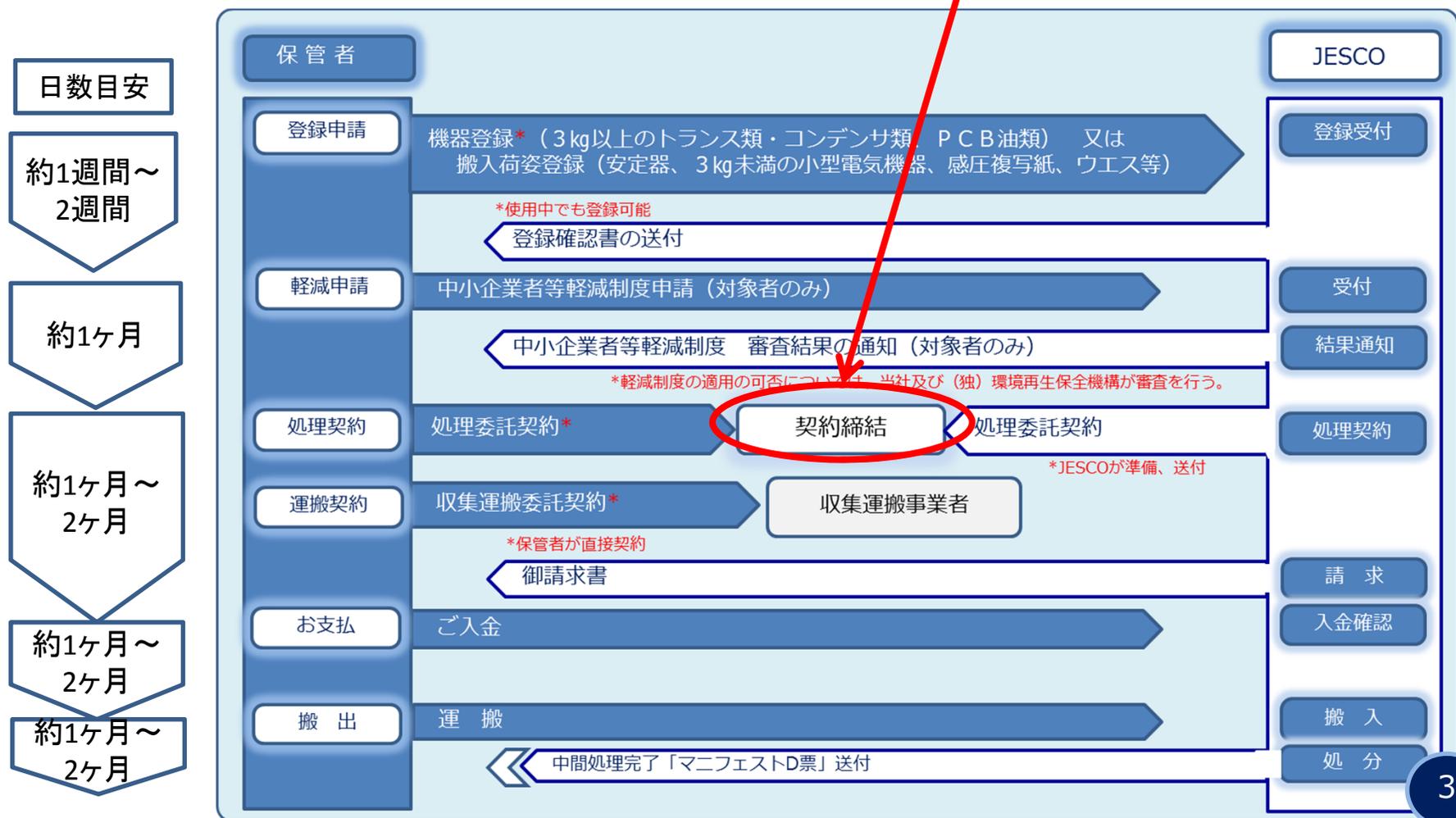
現状のJESCOへの処分委託、搬入、処理の流れ



総ざらい段階の手続き①(通常処理委託契約)

平成28年8月1日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知において、「処分期間内に処分委託を進めるよう、適切に保管事業者及び所有事業者を指導されたい」との記載があり、JESCOとしても処分期間内の処理受託を目指す。

(※)総ざらい: 処理期限に向けて、全ての廃棄物につき処理委託契約を締結し、搬入処理につなげていくプロセス



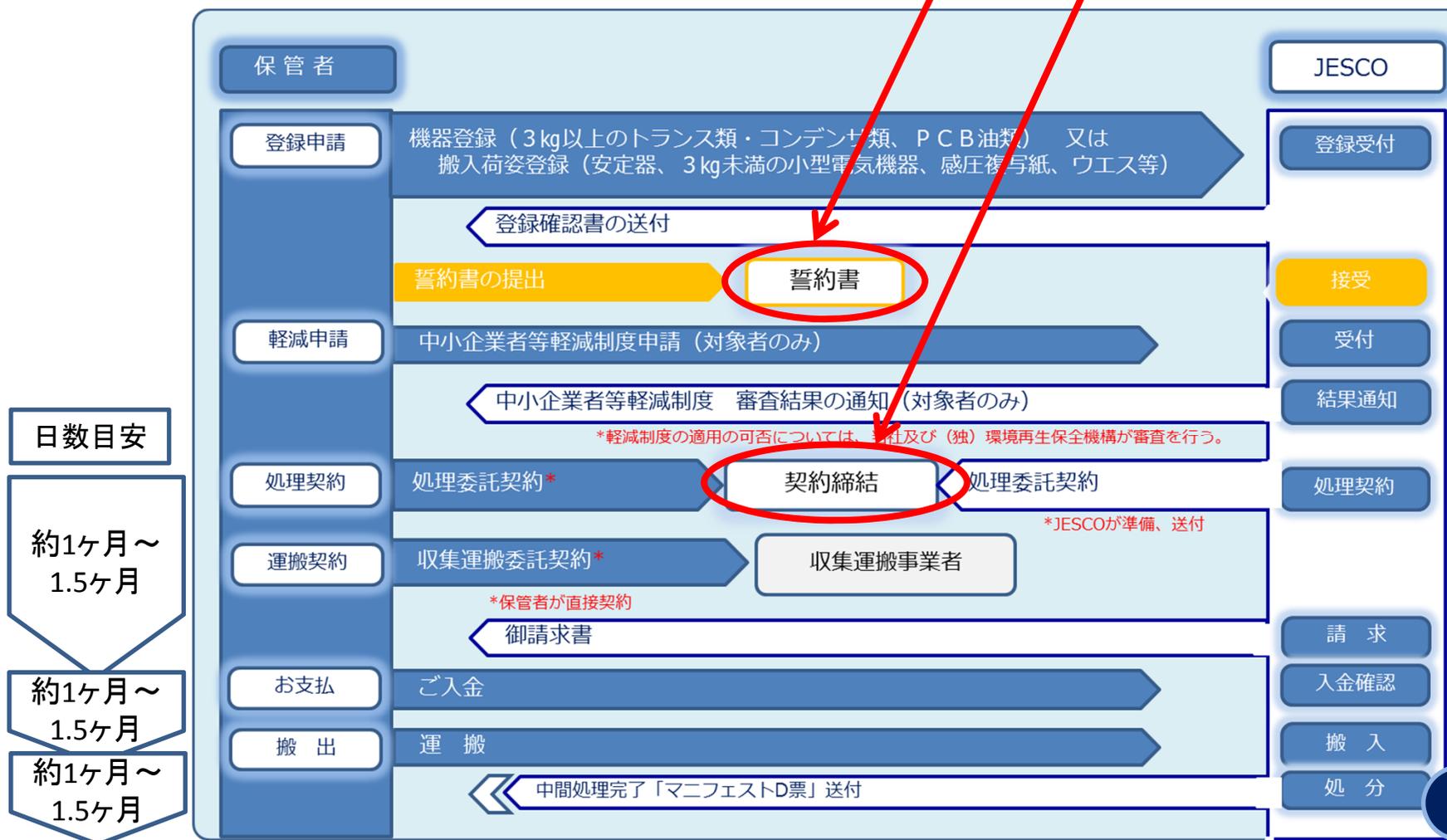
総ざらい段階の手続き②(特例処分に適用する契約)

特例処分の場合には、機器の廃棄(廃止)等を契約発効の条件とする契約を締結する。条件が成就した段階で、確認書を締結し、通常の処理委託契約として搬入に向けた手続きを開始する。



総ざらい段階の手続き③(特例処分に適用する誓約書)

委託実績がある保管事業者の特例処分については、誓約書でも良いこととされている。誓約書をご提出頂いた上で、処分期間経過後特例処分期限日までに、通常の処理委託契約を締結する。



法改正を踏まえた総ざらいへの対応①

保管者・使用者の対応

自治体に特措法届出
経産省に電事法届出



JESCOに登録

JESCOの対応

- 登録手続きの実施により、処理委託に向けた手続きを開始できるほか、処理の見込みの正確性を高めることができる。このことから、**まずは登録手続きの実施が非常に重要**である。
- 特措法、電事法届出がされた事業者のうち、JESCOに登録されていない事業者について、**自治体等と連携して、登録を促進**する。

実施例：

特措法、電事法データとJESCO登録データを
マッチングし、未登録者リストを作成
未登録者に対して、個別相談会、個別訪問
等を実施

法改正を踏まえた総ざらいへの対応②

保管者・使用者の対応



JESCOの対応

- 処分期間内の1日でも早い処理委託契約締結を目指す。
- 特例処分を適用する場合についても、実際の処分にかかる時間を見込み、余裕を持って処理委託契約締結等ができるよう、対応する。
- 経済的事情や保管事業者不明等により処理委託契約の締結が難しい事業者については、自治体等と連携して、契約締結ができるよう、対応する。

実施例:

登録済み未処理事業者に対して、個別訪問等を実施

自治体と定期的に進捗状況を確認